



松阪市子ども・子育て支援 事業計画



平成 27 年 3 月
松 阪 市

1 計画の策定にあたって

平成 24 年 8 月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て関連 3 法」が成立しました。

子ども・子育て関連 3 法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②計画的な保育の量的拡大と確保、③地域の子ども・子育て支援の充実を図ることは地方自治体の責務とされ、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を定めて計画的に事業を推進することとされました。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

2 子ども・子育て支援新制度の概要

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て支援に関する新しい制度のことで、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域の子ども・子育て支援の充実などを目指しています。この制度では、消費税の引き上げによる財源を活用して、計画的に子ども・子育て支援の量や質の拡充を図ります。

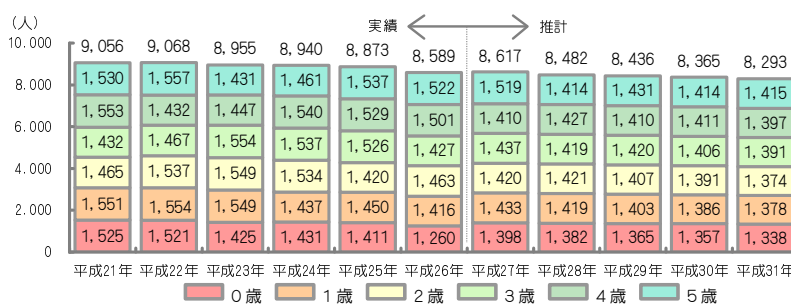
- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
 - ・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善、普及促進
- ② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - ・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定
 - ・教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園、幼稚園、保育園の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設）
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実
 - ・子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

3 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

(1) 年齢別就学前児童数の推移と推計

年齢別就学前児童数の推移と推計をみると、平成 21 年以降減少が続いており、平成 26 年では 8,589 人と、平成 21 年からの 5 年間で 467 人減少していることから、少子化の進行が読み取れます。平成 27 年以降も 0～5 歳で減少は続くと思われます。

【 年齢別就学前児童数の推移と推計 】



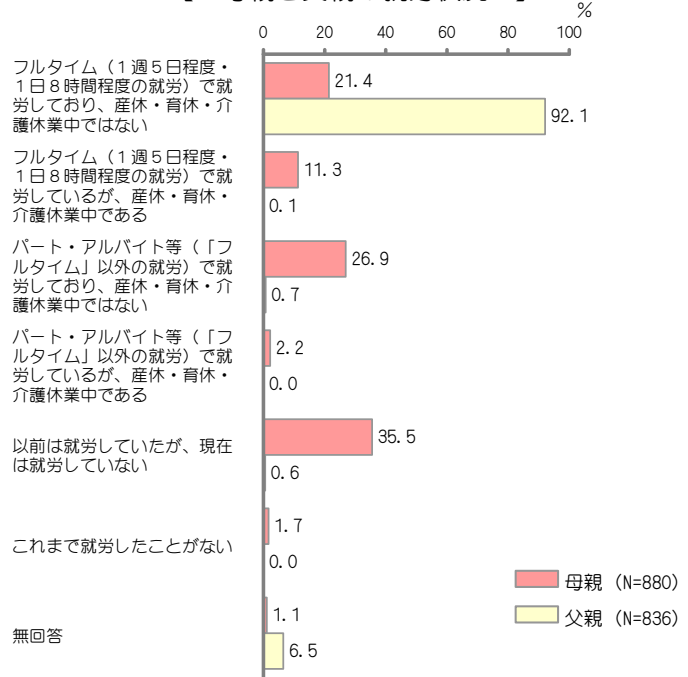
資料：住民基本台帳および外国人登録人口（各年 4 月 1 日現在）推計人口は住民基本台帳をもとに算出

(2) 母親と父親の就労状況

母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が35.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が26.9%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が21.4%となっています。

父親は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・介護休業中ではない」の割合が92.1%と最も高くなっています。

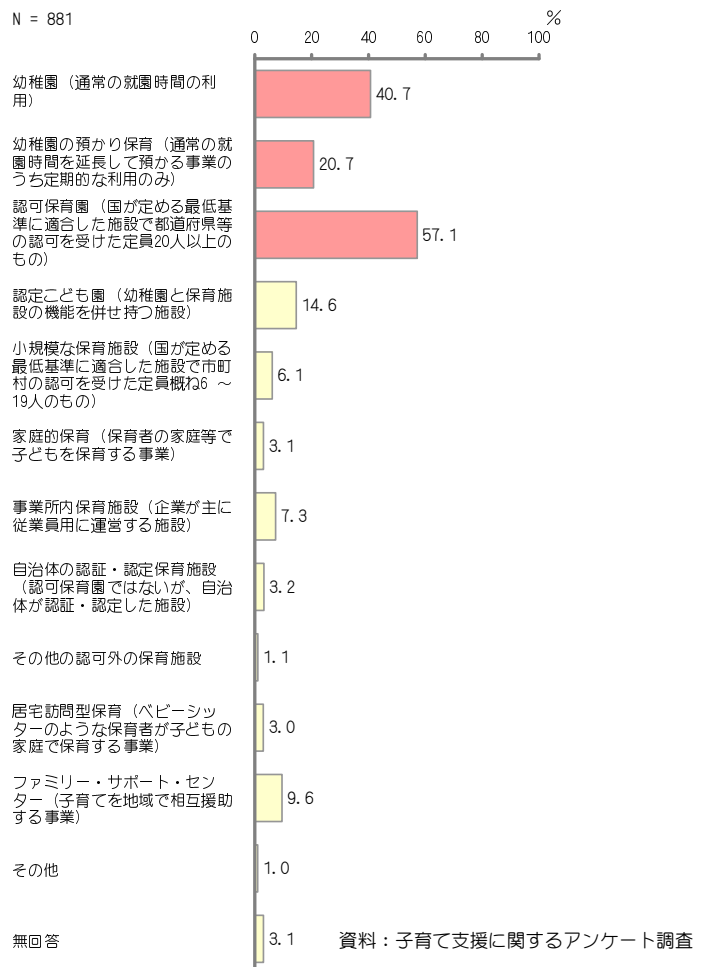
【 母親と父親の就労状況 】



資料：子育て支援に関するアンケート調査

(3) 平日利用したい教育・保育事業 【 平日利用したい教育・保育事業 】

現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「認可保育園（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が57.1%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の利用）」の割合が40.7%、「幼稚園の預かり保育（通常の利用を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が20.7%となっています。



資料：子育て支援に関するアンケート調査

4 基本理念・基本目標・基本施策の体系

本計画では、子どもにとっての最善の利益を第一に考え、松阪市次世代育成支援行動計画の基本理念を継承するとともに、子ども・子育て支援法の理念や方向性を踏まえ、「日本一子育てがしやすいまち」「日本一子育てができるまち」を目指して、『子どもと家庭を地域で支え、育むまち・松阪』を基本理念とし、子育て支援の施策を推進します。

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】



基本目標 1

家庭における子育て・親育ちへの支援

子育てをしているすべての家庭が子育てにともなう喜びを実感できるように、地域における多様な人材や資源を活用し、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

施策の方向 1 多様で弾力的な保育サービスの充実

- ショートステイ事業
- 休日保育事業
- 幼稚園教育時間終了後の預かり保育
- 延長保育事業
- 一時預かり事業
- 幼保一体化への対応

施策の方向 2 子育てに関する相談・支援体制の充実

- 乳児家庭全戸訪問事業
- 子育てサークル支援事業
- 放課後児童支援員等研修事業
- 地域子育て支援センター事業
- 子育て講演会等の開催
- 育ちサポート推進事業

施策の方向 3 子育てしやすい就労環境づくり

- 保育サービスに係る情報提供
- 労働時間の短縮
- 男性の家事参加促進のための講座
- 育児休業取得の推進
- 男性の家事参加促進のための啓発
- 男女平等意識の啓発

施策の方向 4 特に支援を必要とする児童等への対策

- 児童虐待防止市町村ネットワーク事業等の推進
- 乳児家庭全戸訪問事業（再掲）
- 家庭児童相談室事業
- 自立支援教育訓練給付金事業
- ひとり親家庭等医療費助成
- ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用支援補助金事業
- 母子父子寡婦福祉資金貸付
- 児童発達支援事業
- 短期入所事業
- 特別児童扶養手当事業
- 障がい者医療費助成
- 育ちサポート推進事業
- 養育支援訪問事業
- 児童扶養手当事業
- 高等職業訓練促進給付金等事業
- 居宅介護事業
- 放課後等デイサービス事業
- サマースクール
- 障害児福祉手当
- 日中一時支援

基本目標 2 子どもの健やかな成長支援

在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

施策の方向 1 母と子の健康づくりの支援

- 母子健康手帳交付
- 妊婦一般健康診査
- 妊産婦訪問
- 乳児一般健康診査（4か月児・10か月児）
- 1歳6か月児健康診査3歳6か月児健康診査
- 1歳6か月児3歳6か月児健診事後フォロー教室
- 離乳食・幼児食相談
- ことばの相談
- 電話相談
- モグモグ教室(離乳食教室)
- 乳幼児子育て教室
- 乳幼児訪問
- 予防接種事業
- 「食育」推進事業
- 妊婦相談
- パパママ教室
- 乳児家庭全戸訪問事業（再掲）
- 乳幼児健康相談
- こども歯みがき相談
- 幼児相談
- ピカピカ教室(歯科教室)
- 各地区健康教育
- 就学時健康診断医報酬事業費
- 食生活改善推進員事業

施策の方向 2 子どもの医療対策の充実

- 休日夜間応急診療
- こども医療費助成

施策の方向 3 子育て家庭への経済的支援の推進

- 児童手当
- 入院助産制度
- 就学援助費
- こども医療費助成（再掲）



基本目標3 子どもの生きる力の育成

子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、「子どもの最善の利益」が実現される環境づくりを整備します。

施策の方向1 子どもの豊かな個性を育む教育の推進

- 青少年健全育成事業
- 青少年センター運営事業
- 人権学習推進事業
- 学校や地域社会での子どもたちの文化活動鑑賞機会の充実事業
- 健康フェスティバル
- ブックスタート事業
- 総合型地域スポーツクラブ推進事業補助金
- 生涯学習振興事業
- 放課後子ども教室推進事業
- 人権教育ネットワーク推進事業
- スポーツエキスパート活用事業
- スポーツ少年団補助金事業
- スポーツ少年大会等補助金事業
- 育ちサポート推進事業

施策の方向2 子どものための相談・支援体制の整備

- スクールカウンセラー配置事業（県教委）
- スクールソーシャルワーカー活用事業（県教委）
- 子ども支援研究センター教育相談
- ハートケア相談員による相談活動

施策の方向3 次代の親の育成

- 松阪地区乳幼児保育・教育研修講座

基本目標4 子どもが元気でのびのび育つ地域づくり

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりのために、親子が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

施策の方向1 地域の子育て支援体制の充実

- ファミリー・サポート・センター事業
- 放課後児童健全育成事業
- 地域子育て支援センター事業（再掲）

施策の方向2 子育てしやすい生活環境づくり

- 公共下水道事業農業集落排水事業合併処理浄化槽設置整備に係る補助等
- 道路整備単独事業
- 総合運動公園建設事業
- バリアフリーのまちづくり活動事業
- 公共施設のバリアフリー化推進事業
- 民間宅地開発事業
- 都市公園維持管理事業

施策の方向3 子どもの安全の確保

- 防災防犯対策事業
- 安全・安心まちづくりに向けた広報・啓発
- 通学路対策事業
- 防災啓発事業
- 災害時要援護者支援事業
- 安全・安心まちづくりの推進
- 交通安全街頭指導
- 交通安全教室
- 防災訓練事業

5 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 量の見込みについて

新制度では、お住まいの市町村による3つの認定区分に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先が決まっていきます。

また、教育・保育についての事業や地域子ども・子育て支援事業について、子どもをもつ保護者へのアンケート調査などから「量の見込み（ニーズ量）」を算出し、支援・サービスの量（提供量）を確保していきます。

(2) 「量の見込み」を算出する項目

① 教育・保育の量の見込み

対象事業		認定区分
教育標準時間認定 （お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合）		1号認定
保育認定 （「保育の必要性の事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合）	満3歳以上	2号認定
	満3歳未満	3号認定

※ 保育の必要性の事由：就労・妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居または長期入院している親族の介護・看護など、市町村が認める項目に該当する場合

② 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

対象事業
時間外保育事業（保育園延長保育）
放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）
子育て短期支援事業（ショートステイ）（トワイライトステイ）
地域子育て支援拠点事業
一時預かり事業（幼稚園在園児対象の一時預かり）
（その他）
病児保育事業
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

6 教育・保育の量の見込み・提供体制

(1) 認定こども園及び幼稚園、保育園、地域型保育の確保内容及びその実施時期

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
認定こども園及び幼稚園	ニース量	1号認定	1,387人	1,363人	1,366人	1,361人	1,352人
		2号認定相当	317人	310人	311人	309人	308人
		計 ①	1,704人	1,673人	1,677人	1,670人	1,660人
	実施箇所数 (確保方策)	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所	
	提供量 ②	2,525人	2,525人	2,525人	2,525人	2,525人	
	過不足(②-①)	821人	852人	848人	855人	865人	
認定こども園及び保育園、地域型保育	ニース量 ①	3～5歳	2,286人	2,223人	2,222人	2,202人	2,189人
		0歳	244人	241人	237人	235人	231人
		1・2歳	1,252人	1,245人	1,233人	1,216人	1,205人
	実施箇所数 (確保方策)	36か所	36か所	37か所	37か所	37か所	
	提供量 ②	3～5歳	2,733人	2,754人	2,850人	2,850人	2,850人
		0歳	276人	281人	301人	301人	301人
		1・2歳	1,376人	1,390人	1,454人	1,454人	1,454人
	過不足 (②-①)	3～5歳	447人	531人	628人	648人	661人
		0歳	32人	40人	64人	66人	70人
		1・2歳	124人	145人	221人	238人	249人



(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制

事業名	ニーズ量 提供量		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
時間外保育 事業	ニ ー ズ 量		902人	888人	883人	876人	868人
	実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)		36か所	36か所	37か所	37か所	37か所
	提 供 量		902人	888人	883人	876人	868人
放課後児童 健全育成事業	ニ ー ズ 量		1,458人	1,457人	1,432人	1,423人	1,410人
	実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)		33か所	33か所	33か所	34か所	35か所
	提 供 量		1,461人	1,479人	1,479人	1,519人	1,559人
子育て短期 支援事業	ニ ー ズ 量		50人	49人	49人	48人	48人
	実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)		4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	提 供 量		50人	50人	50人	50人	50人
地域子育て 支援拠点事業	ニ ー ズ 量		12,816人	12,729人	12,587人	12,464人	12,331人
	実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)		12か所	12か所	13か所	13か所	13か所
	提 供 量		30,612人	30,612人	32,021人	32,021人	32,021人
一時預かり 事業	幼稚園 在園児 対 象	ニ ー ズ 量 1号認 定によ る利用	4,388人	4,282人	4,283人	4,252人	4,224人
		ニ ー ズ 量 2号認 定によ る利用	44,985人	45,049人	45,427人	45,872人	45,647人
		提 供 量 (1号、2 号認定によ る利用)	46,319人	46,319人	46,319人	46,319人	52,069人
	幼稚園 在園児 以 外	ニ ー ズ 量 (在園児対 象を除く一 時預かり)	17,618人	17,380人	17,261人	17,110人	16,954人
		提 供 量 (在園児対 象を除く一 時預かり)	1,104人	1,104人	6,904人	12,704人	17,054人
病児保育事業	ニ ー ズ 量		203人	200人	199人	197人	195人
	実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	提 供 量		224人	224人	224人	224人	224人

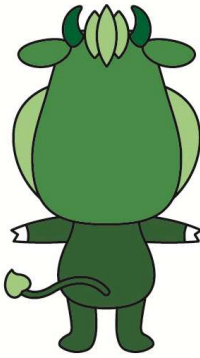
事業名	ニーズ量 提供量	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ファミリー・サ ポート・センタ ー（就学児童）	ニ ー ズ 量	2,717人	2,703人	2,661人	2,658人	2,648人
	提 供 量	2,717人	2,717人	2,717人	2,717人	2,717人
利用者支援 事業	実 施 箇 所 数 （ 確 保 方 策 ）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
妊婦健康診査	ニ ー ズ 量	1,398人	1,382人	1,365人	1,357人	1,338人
	実 施 体 制 （ 確 保 方 策 ）	実施場所：健康センター、嬉野保健センター、ハートフルみくも保健福祉センター、飯南ふれあいセンター、飯高地域振興局で受付、実施は、三重県医師会へ委託契約 実施体制：33人				
乳児家庭全戸 訪問事業	推 計 値	1,398人	1,382人	1,365人	1,357人	1,338人
	実 施 体 制 （ 確 保 方 策 ）	実施機関：健康センター、嬉野保健センター、ハートフルみくも保健福祉センター、飯南ふれあいセンター、飯高地域振興局 実施体制：33人＋個人委託 16人				
養育支援訪問 事業等	推 計 値	845人	832人	827人	820人	813人
	実 施 体 制 （ 確 保 方 策 ）	実施機関：育児・家事援助⇒委託 専門的相談支援⇒健康センター、嬉野保健センター、ハートフルみくも保健福祉センター、飯南ふれあいセンター、飯高地域振興局 実施体制：育児・家事援助 16人、専門的相談支援 33人				
実費徴収に係 る補足給付を 行う事業	今 後 の 方 向 性	事業の導入については、国や県の動向を踏まえるとともに、市民ニーズなどを把握して、今後の事業実施について検討します。				
多様な主体が 本制度に参入 することを促 進するための 事業	今 後 の 方 向 性	今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。				

7 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「松阪市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。





松阪市子ども・子育て支援事業計画 概要版

平成 27 年 3 月

発行：松阪市 福祉事務所 こども未来課
〒515-8515

三重県松阪市殿町 1340 番地 1

電 話：0598-53-4081

F A X：0598-26-9113